



いじめを許さない見逃さない学校を目指して

学校長 森本 信一

本校では、「いちき串木野市立串木野中学校 学校いじめ防止基本方針」を策定し、**いじめを許さない見逃さない学校**を目指して、様々な取り組みを行うことにしています。以下に本校におけるいじめに対する考え方について、一部紹介いたします。（ホームページに「**串木野中学校いじめ防止対策基本方針**」と「**信じ合えるなかまづくり 串中宣言**」を掲載していますので、あわせてご覧ください）

● 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響をその他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を行う。

● いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係(※1)にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響(※2)を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などの人間関係を示す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

● いじめの早期発見に向けて

- ・ 全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高める。
- ・ いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていることを理解する。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりをもつ。
- ・ いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

今年度も、学期の初めに設定している「**いじめ問題を考える週間**」と関連付けた取り組みとして、道徳の時間にいじめを題材にした授業を実施し理解を深めたり、4月の家庭訪問や5月に実施する「**学校生活アンケート**」・教育相談のための事前アンケートを元に6月には教育相談を実施するなど、生徒がいじめを訴えやすい体制を取りながら実態の把握に努めたりしています。**保護者のみなさんの中で、いじめと思われるような事案がありましたら、学校に情報の提供をお願いいたします。**学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止に努めていきましょう。

【学校教育目標】

夢と志をもち、主体的に学び考え行動し、心豊かでたくましい生徒を育成する。

- 1つ目「自分で考える」こと。
- 2つ目「対話する」こと。
- 3つ目「あきらめずに続ける」こと。